

全国認可保育所東京都認証保育所協会協賛会員 細則

第1条（目的）全国認可保育所東京都認証保育所協会（以下、本会と称する。）会則第2条第2項（協賛会員）の規定を承け、その細則を以下のように定める。

第2条（協賛会員の入会手続）本会協賛会員となるには、本会に対して入会申込書を提出しその幹事会の承認を得なければならない。

第3条（協賛会員となるための要件）協賛会員は、保育所ならびに児童福祉施設等の質の向上につながる活動を営み、本会活動を支援する意思を有する法人又は個人でなければならない。

第4条（協賛会員に適用される事業年度）協賛会員が本会に納める年会費の有効期間は、正会員に準ずるものとする。

第5条（協賛会員年会費）

1. 第2条及び第3条の規定にも関わらず、所定の年会費を納めなければ協賛会員となることができない。
2. 協賛会員が当会に納付する会費は、毎年4月1日より8月末日までを上半期とし、上半期中における入会については、協賛会員年会費の全額とし、同10月より翌年3月末までを下半期とし、下半期中における入会については、当該入会年度に限り同2分の1に減額する。
3. 正当な理由なく年会費を期限までに納めないときは協賛会員たる資格を失うことがある。

第6条（会費等及びその対償）

1. 年会費の額は3万円とする。
2. 当会は、新入会協賛会員を当会オフィシャルサイトにおいて正会員に向けて紹介するものとする。また、協賛会員は当会オフィシャルサイトにバナーを貼ることができる（ただし、バナーを当会に制作を依頼する場合は、別途5,000円を支払うものとする。）
3. 協賛会員は、当会総会会場および研修会場にて無料でブース出展などの広告活動を行うことができる。
4. 年会費および第2項に規定するバナー制作料は、現金にて支払う場合を除き次の口座に振り込むものとする。

年会費等振込先：三菱UFJ銀行 西新宿支店（普通口座）5563838

口座名義 東京都認証保育所協会 会長 毛利千恵

第7条（退会）協賛会員は、本会所定の書面により任意に退会することができる。ただし当該年度末までに書面による退会届のない限り、継続して協賛会員である意思を有するものとみなす。

第8条（除名）本会の名誉を傷つけ、又は本会に多大な損失を及ぼすような行為のあったときは、本会幹事会の決定により除名することができる。

第9条（発起時期）この細則は、令和元年5月24日より発効する。

以上